

簡易な収入（所得）見込額の由立書

記載例

○「価格高騰緊急追加支援給付金」

① 下記にチェック（）
 私の世帯は、予期

申請日以前の直近2ヶ月までに家計が急変し、収入の減少が
 した場合 を記入してください。収入の減少が、定年退職等
 のあらかじめ予期されるものである場合は本給付金の対象と
 なりません。

収入が減少しました。

（記入上の注意）

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職
 入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明ら

申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方
 の状況を記入してください。この方が扶養する人数を①欄に記入
 し、下表からこの人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を
 確認しその額を⑦欄に記入してください。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」

記載例①	(フリガナ)	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和4 年 住民 税 課税 状況 ②	障害者控除 ③	月 ④	給与収入	又は	年金収入	D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						【A】	【B】	【C】		
1	ウジタワラ タロウ 宇治田原 太郎	1	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和6年1月	100,000 円		100,000 円	1,200,000 円	1,378,000 円
2	ウジタワラ ハナコ 宇治田原 花子	0	<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告							
1	ウジタワラ イチロウ 宇治田原 一郎	1	<input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除	令和5年12月			140,000 円	1,680,000 円	1,378,000 円

②欄のいずれかに していただき、③欄に該当するものがあれば してください。
 【申請日以前の直近2か月の収入により申請する場合 ↓】
 ④欄には、収入の減少のあった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、
 D×12の額を記入してください。

【記載例①の場合】
 非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄の方が低ければ
 支給対象となります。(収入で申請する場合、裏面は記入不要)

【記載例②の場合】
 非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄の方が高いので
 所得による申請となります。(裏面の記入が必要)

（記入上の注意）

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、世帯に属する人数を記入してください。
- ② 「住民税課税状況」欄には、課税状況を選択してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、直近2か月のうち収入が高い方の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、直近2か月のうち収入が高い方の収入を記入してください。

(扶養控除等申告書で届け出て

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄（収入合計額）を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

（早見表）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を 扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を 扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を 扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を 扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

(フリガナ)	氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1		記載例① (収入で申請)の場合は本欄への記入は不要				円	円
2		円	円	円	円		
1	ウジタワラ イチロウ 宇治田原 一郎	1,680,000		900,000		780,000	828,000
2						円	円

記載例①
(収入で申請)の場合は本欄への記入は不要

記載例②
(所得で申請)

表面⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

下表の非課税限度額早見表から扶養人数に応じて該当する金額を記入してください。

下記の(記入上の注意)にしたがって控除額⑧⑨⑩を記入し、⑪年間所得見込額を計算してください。
⑪年間所得見込額が⑫非課税所得限度額を下回れば支給対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A × 12の額 (給与収入分) が162.5万円以下 → 55万円
- ② A × 12の額 (給与収入分) が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分 × 40% - 10万円
- ③ A × 12の額 (給与収入分) が180万円超360万円以下 → 給与収入分 × 30% + 8万円
- ④ A × 12の額 (給与収入分) が360万円超660万円以下 → 給与収入分 × 20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分 × 0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用